

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

メリット制の事務処理の一部変更について

メリット制の事務処理については、平成 19 年 1 月 4 日付け基発第 0104001 号「メリット制事務処理手引」(以下「手引」という。)により取り扱っているところであるが、労働保険の年度更新の時期が変更となったこと等に伴い、事務処理の一部を下記のとおり変更するので、遺漏なきを期されたい。

記

1 継続メリット制算定基礎報告書等の入力期間の変更

平成 21 年度から労働保険の年度更新の時期が、「4 月 1 日から 5 月 20 日まで」から「6 月 1 日から 7 月 10 日まで」に変更となったことに伴い、継続メリット制算定基礎報告書及び労災保険率特例適用申告書の入力期間を次のとおり変更すること。

入力帳票名		入 力 期 間	
		現 行	変更後
継続メリット制 算定基礎報告書	通常期	11 月 1 日～12 月 25 日	11 月 1 日～1 月 25 日
	補正期	2 月 1 日～ 3 月 25 日	3 月 1 日～3 月 25 日
労災保険率特例 適用申告書	2 回目	11 月 1 日～12 月 25 日	11 月 1 日～1 月 25 日

これにより、手引中の上記帳票の入力期間に係る記述が別添 1 のとおり変更となるので留意すること。

2 最低労働者数早見表の変更

平成 21 年 4 月から労災保険料率が改定されたことに伴い、メリット収支率算定期間が平成 21 年度から 23 年度までにおける継続メリット制適用の規模要件を満たす最低労働者数が別添 2 のとおりとなること。

## メリット制事務処理手引新旧対照表

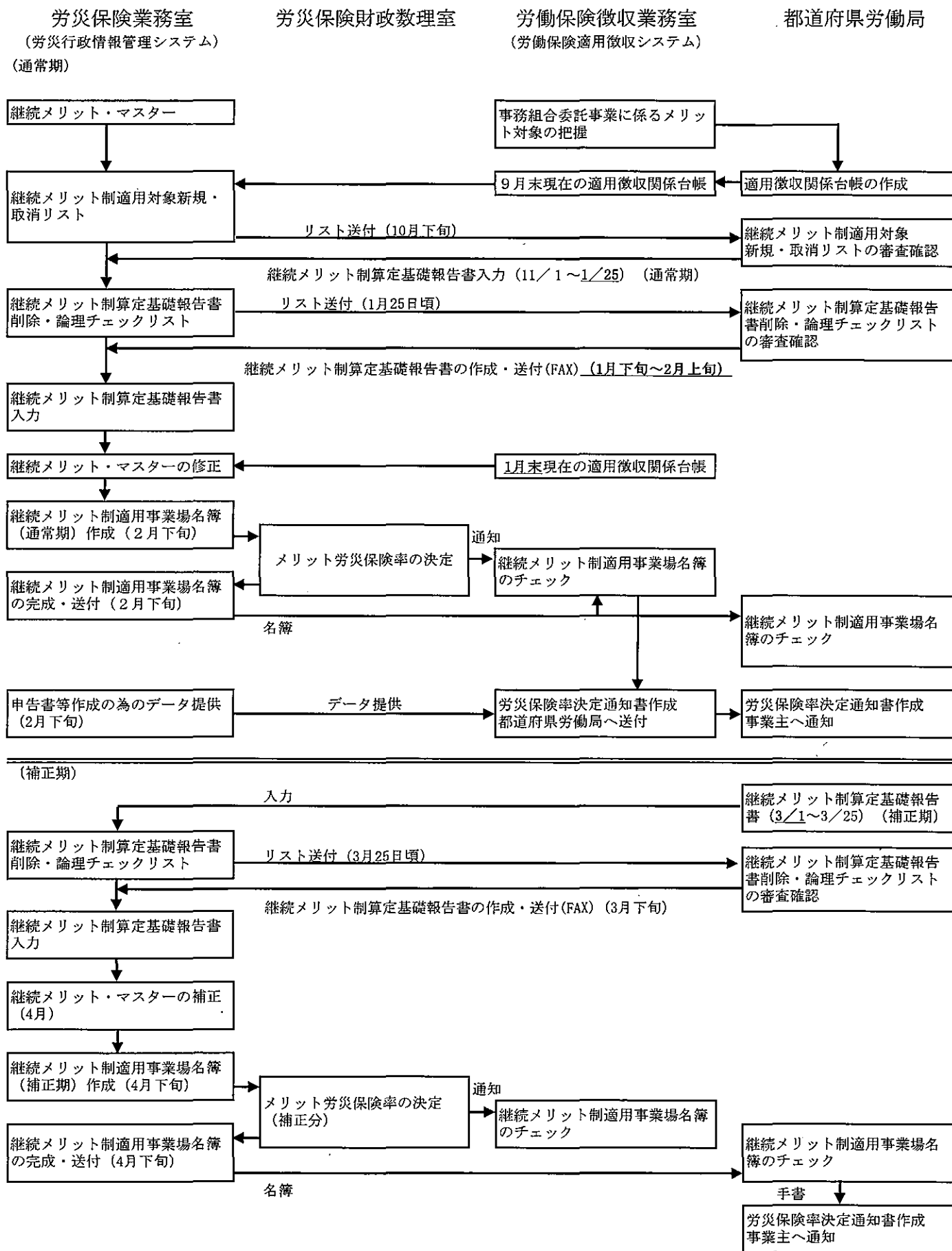
変更箇所	新	旧
13P	別紙のとおり。	略
15P (3)継続メリット制 適用事業場名簿の 審査確認	「継続メリット制適用事業場名簿」(以下「適用事業場名簿」という。)は、(1)及び(2)の結果と、 <u>1月末現在の最新の適用徴収関係台帳</u> により、作成される。	「継続メリット制適用事業場名簿」(以下「適用事業場名簿」という。)は、(1)及び(2)の結果と、 <u>12月末現在の最新の適用徴収関係台帳</u> により、作成される。
20P ハ 事務処理 b 変更の処理 5行目	ただし、当年度における保険料算定基礎調査等により前年度又は、前々年度確定保険料の額及び業種を変更する場合は、適用徴収関係各台帳の内容を変更処理期限(当年度1月末頃)までに変更処理すること。この場合、変更の「算定基礎報告書」の作成は必要ない。	ただし、当年度における保険料算定基礎調査等により前年度又は、前々年度確定保険料の額及び業種を変更する場合は、適用徴収関係各台帳の内容を変更処理期限(当年度12月末頃)までに変更処理すること。この場合、変更の「算定基礎報告書」の作成は必要ない。
22P (注) 1	1 業種、確定保険料については、 <u>1月末現在の適用徴収関係各台帳</u> の内容である。	1 業種、確定保険料については、 <u>12月末現在の適用徴収関係各台帳</u> の内容である。
22P (注) 2	2 「業種変更」欄は、 <u>1月末現在の適用徴収関係各台帳</u> の業種と継続メリット・マスターの業種が異なっている事業場については、「*」を付す。	2 「業種変更」欄は、 <u>12月末現在の適用徴収関係各台帳</u> の業種と継続メリット・マスターの業種が異なっている事業場については、「*」を付す。
23P 項目番号 2 項目 業種	<u>1月末現在の適用台帳</u> に登記されている業種を印書する。	<u>12月末現在の適用台帳</u> に登記されている業種を印書する。
23P 項目番号 9 項目 マーク 業種変更	当年度 <u>1月末現在の適用台帳</u> の業種と継続メリット・マスターの業種(中分類)が異なっている事業場について「*」を付す。	当年度 <u>12月末現在の適用台帳</u> の業種と継続メリット・マスターの業種(中分類)が異なっている事業場について「*」を付す。
28P	▲・・・補正分のみ入力可(3月1日～3月25日)	▲・・・補正分のみ入力可(2月1日～3月25日)
28P <注意事項> (ホ)	(ホ)復活の場合、11月1日～ <u>1月25日</u> の入力時のみ可。	(ホ)復活の場合、11月1日～ <u>12月25日</u> の入力時のみ可。
30P 項目番号 3 項目 新取変コード 復活	(注)復活コードの使用は、 <u>1月末(25日)締切分の報告</u> までとし、「適用事業場名簿」作成後にはできない。	(注)復活コードの使用は、 <u>12月末(25日)締切分の報告</u> までとし、「適用事業場名簿」作成後にはできない。
30P 項目番号 8 項目 特例コード (補正分のみ) 内容の(注)	(注)「特例申告書」の入力漏れ、取消誤り等により、労災保険率の特例適用状況が「適用事業場名簿」( <u>1月末</u> )に反映できなかった場合のみ記入する。	(注)「特例申告書」の入力漏れ、取消誤り等により、労災保険率の特例適用状況が「適用事業場名簿」( <u>12月末</u> )に反映できなかった場合のみ記入する。
31P 項目番号 10,12,14 項目 確定保険料 内容 □ 4行目(注)	(注)前々年度及び前年度に係る確定保険料の額(非業務災害分を除く。)を訂正する場合は、年更台帳の内容を変更処理期限(当年度 <u>1月末頃</u> )までに変更処理すること。 なお、この場合、「算定基礎報告書」への記入は必要ない。	(注)前々年度及び前年度に係る確定保険料の額(非業務災害分を除く。)を訂正する場合は、年更台帳の内容を変更処理期限(当年度 <u>12月末頃</u> )までに変更処理すること。 なお、この場合、「算定基礎報告書」への記入は必要ない。

変更箇所	新	旧
32P ハ 継続メリット制 算定基礎報告書の 作成 (ハ)変更 6行目	また、業種及び前々年度、前年度確定保険料の額を変更する場合は、適用台帳及び年更台帳の内容を変更処理期限(当年度1月末頃又は3月末頃)までに変更処理すること。	また、業種及び前々年度、前年度確定保険料の額を変更する場合は、適用台帳及び年更台帳の内容を変更処理期限(当年度12月末頃又は3月末頃)までに変更処理すること。
34P b 労働者数又は確定 保険料の復活 4行目	なお、前々年度及び前年度の確定保険料額(非業災分を除く。)の変更については、年更台帳の内容変更処理期限(当年度1月末頃)までに変更処理している場合、確定保険料の記入の必要はない。	なお、前々年度及び前年度の確定保険料額(非業災分を除く。)の変更については、年更台帳の内容変更処理期限(当年度12月末頃)までに変更処理している場合、確定保険料の記入の必要はない。
34P c 業種変更による 復活 3行目	ただし、適用台帳の内容変更処理期限(当年度1月末頃又は3月末頃)までに適用台帳の業種が変更されていることが必要である。	ただし、適用台帳の内容変更処理期限(当年度12月末頃又は3月末頃)までに適用台帳の業種が変更されていることが必要である。
35P (ロ)合算事業の取 扱い b 4行目	また、「新規・取消リスト」において、基幹番号相違のためシステム上合算処理が行われないため、非メリットとなった事業については、当年度1月末までに「キー変更」処理を行い、「算定基礎報告書」において復活報告(「キー変更」前の労働保険番号による報告)すること。	また、「新規・取消リスト」において、基幹番号相違のためシステム上合算処理が行われないため、非メリットとなった事業については、当年度12月末までに「キー変更」処理を行い、「算定基礎報告書」において復活報告(「キー変更」前の労働保険番号による報告)すること。
35P (ロ)合算事業の取 扱い b 8行目	なお、上記と同様に基幹番号相違のため合算処理されなかったが、非メリットとにならない事業場(1事業のみで適用要件を満たすもの)についても当年度1月末までに「キー変更」処理を行い、「算定基礎報告書」において新規報告(「キー変更」前の労働保険番号による報告)すること。	なお、上記と同様に基幹番号相違のため合算処理されなかったが、非メリットとにならない事業場(1事業のみで適用要件を満たすもの)についても当年度12月末までに「キー変更」処理を行い、「算定基礎報告書」において新規報告(「キー変更」前の労働保険番号による報告)すること。
36P (ヘ)事業分割の取 扱い a 算定基礎報告書 の入力期間につ いて 1行目	a 算定基礎報告書の入力期間について 算定基礎報告書の入力期間は、現行の機械処理と同様に通常入力期間(11/1から1/25)及び補正入力期間(3/1から3/25)とするが、分割が行われた時期等により以下のとおりとするので留意されたい。	a 算定基礎報告書の入力期間について 算定基礎報告書の入力期間は、現行の機械処理と同様に通常入力期間(11/1から12/25)及び補正入力期間(2/1から3/25)とするが、分割が行われた時期等により以下のとおりとするので留意されたい。
36P (ヘ)事業分割の取 扱い a 算定基礎報告書 の入力期間につ いて (a)	(a) 4/1から1/25に分割が行われた場合 通常入力期間内に入力すること。	(a) 4/1から12/25に分割が行われた場合 通常入力期間内に入力すること。
36P (ヘ)事業分割の取 扱い a 算定基礎報告書 の入力期間につ いて (b)	(b) 4/1から1/25に分割が行われたが通常 期間に処理ができなかった場合、あるいは1/ 26から3/25に分割が行われた場合 補正入力期間内に入力すること。	(b) 4/1から12/25に分割が行われたが通常 期間に処理ができなかった場合、あるいは12/ 26から3/25に分割が行われた場合 補正入力期間内に入力すること。
44P ロ 事業主への通 知に当たっての注 意事項 8行目	「適用事業場名簿」(1月末分)及び「年度更新申告書」の印書事務処理後に変更のあった事業場(補正分「適用事業場名簿」に係る事業場)分については、新たに「労災保険率決定通知書」(メリット決定通知書)が印書されないの で、既印書分(変更前の分)を破棄し、手書きにより局において作成すること。	「適用事業場名簿」(12月末分)及び「年度更新申告書」の印書事務処理後に変更のあった事業場(補正分「適用事業場名簿」に係る事業場)分については、新たに「労災保険率決定通知書」(メリット決定通知書)が印書されないの で、既印書分(変更前の分)を破棄し、手書きにより局において作成すること。

変更箇所	新	旧
68P 5 石綿による疾病に係る保険給付等 13行目	その際、当該事業場の労働保険番号と新たに振り出した特別処理労働保険番号の合併処理をI章第3.4(3)「事業の合併」の取扱いに準じて行うこと。 なお、これらの処理を行うための継続メリット制算定基礎報告書に係るOCR入力可能な期間は、11月1日～ <u>1月25日</u> と <u>3月1日</u> ～3月25日である。	その際、当該事業場の労働保険番号と新たに振り出した特別処理労働保険番号の合併処理をI章第3.4(3)「事業の合併」の取扱いに準じて行うこと。 なお、これらの処理を行うための継続メリット制算定基礎報告書に係るOCR入力可能な期間は、11月1日～ <u>12月25日</u> と <u>2月1日</u> ～3月25日である。
111P 上から3行目	「特例申告書」の入力結果は「労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿」に反映されるため、「特例申告書」の通常入力は原則として、4月1日から10月9日までとし、11月1日から <u>1月25日</u> までの間は当該名簿に係る修正及び追加分の入力期間とする。	「特例申告書」の入力結果は「労災保険率特例申告書入力・変更事業場名簿」に反映されるため、「特例申告書」の通常入力は原則として、4月1日から10月9日までとし、11月1日から <u>12月25日</u> までの間は当該名簿に係る修正及び追加分の入力期間とする。
124P (ハ) 継続メリット制適用要件の不備 1行目	当該事業場の前年度の労働者数が継続事業の適用要件を満たさない場合又は事務組合委託一括により当該事業が個別管理されていない場合は、適用要件なしマークに「*」を記載するので、当該事業場の労働者数を確認し、継続メリット制の適用要件を満たすときは、変更期限(1月末頃)までに適用台帳を変更するとともに、「算定基礎報告書」において復活入力(継続メリット制適用対象新規・取消リストに非メリットコードが記載された事業場のみ)又は適用要件を満たす年度分の算定報告を行うこと。	当該事業場の前年度の労働者数が継続事業の適用要件を満たさない場合又は事務組合委託一括により当該事業が個別管理されていない場合は、適用要件なしマークに「*」を記載するので、当該事業場の労働者数を確認し、継続メリット制の適用要件を満たすときは、変更期限(12月末頃)までに適用台帳を変更するとともに、「算定基礎報告書」において復活入力(継続メリット制適用対象新規・取消リストに非メリットコードが記載された事業場のみ)又は適用要件を満たす年度分の算定報告を行うこと。
125P <注> 1	1 事業の名称、業種については、 <u>1月末</u> 現在の適用台帳の内容である。	1 事業の名称、業種については、 <u>12月末</u> 現在の適用台帳の内容である。
126P 項目番号 1 項目 労働保険番号	<u>1月末</u> 現在の特例申告書台帳に登録されている事業場について労働保険番号を印書する。	<u>12月末</u> 現在の特例申告書台帳に登録されている事業場について労働保険番号を印書する。
126P 項目番号 2 項目 事業の名称	<u>1月末</u> 現在の適用台帳に登録されている事業の名称を印書する。	<u>12月末</u> 現在の適用台帳に登録されている事業の名称を印書する。
126P 項目番号 3 項目 業種	<u>1月末</u> 現在の適用台帳に登録されている業種を印書する。	<u>12月末</u> 現在の適用台帳に登録されている業種を印書する。
126P ハ 事務処理	<u>1月末</u> の「特例申告書台帳」と <u>1月末</u> の継続メリット・マスターを突合し、「労災保険率特例申告事業場名簿」を本省において作成し、局あて送付する。	<u>12月末</u> の「特例申告書台帳」と <u>12月末</u> の継続メリット・マスターを突合し、「労災保険率特例申告事業場名簿」を本省において作成し、局あて送付する。
131P 表の報告期間	11月1日～ <u>1月25日</u>	11月1日～ <u>12月25日</u>
131P 表の報告期間	<u>3月1日</u> ～3月25日	<u>2月1日</u> ～3月25日
132P 出力帳票名 継続メリット制算定基礎報告書データ・リスト 配信時期	入力締切(1月末及び3月末)後入力端末(局端末)あて指定日に一括して配信する。	入力締切(12月末及び3月末)後入力端末(局端末)あて指定日に一括して配信する。

## 第2 継続事業のメリット制に係る事務処理

### 1 事務処理の概要図



## 第2 最低労働者数早見表

事業の種類	番号	事業の種類	メリット収支率算定期間の各年度における最低労働者数		
			平成15～17年度	平成18～20年度	平成21～23年度
林業	(02)	林業	(20)	(20)	(20)
	(03)				
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	20	20	20
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	20	20	20
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	20	20	20
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	20	20
	24	原油又は天然ガス鉱業	66	71	68
	25	採石業	20	20	20
	26	その他の鉱業	20	20	20
	建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	—	—
32		道路新設事業	—	—	—
33		舗装工事業	—	—	—
34		鉄道又は軌道新設事業	—	—	—
35		建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	(25)	(29)	(33)
38		既設建築物設備工事業	—	—	—
36		機械装置の組立て又は据付けの事業	—	—	—
37		その他の建設事業	(20)	(20)	(22)
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	66	60	68
	65	たばこ等製造業	87	71	82
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	87	86	100
	44	木材又は木製品製造業	20	24	28
	45	パルプ又は紙製造業	53	60	63
	46	印刷又は製本業	98	96	100
	47	化学工業	79	71	91
	48	ガラス又はセメント製造業	61	60	58
	66	コンクリート製造業	29	31	30
	62	陶磁器製品製造業	25	25	23
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	20	20	20
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	66	60	63
	51	非鉄金属精錬業	57	60	51
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	44	52	58
	53	鋳物業	24	24	22
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。）	31	31	39
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く。）	44	49	58
	55	めっき業	53	52	75
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	66	65	68
	57	電気機械器具製造業	98	100	100
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	87	77	91
	59	船舶製造又は修理業	20	20	20
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	98	100	100	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	87	86	100	
61	その他の製造業	57	56	58	
運輸業	71	交通運輸事業	98	86	91
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	34	33	39
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	25	33	36
	74	港湾荷役業	20	20	25
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	98	100	100
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	40	36	36
	91	清掃、火葬又はほと畜の事業	37	33	33
	93	ビルメンテナンス業	79	71	75
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	79	65	63
	97	通信業、新聞業又は出版業	—	100	100
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	—	96	100
	99	金融業、保険業又は不動産業	—	100	100
94	その他の各種事業	98	100	100	